芦屋市指定管理者選定・評価委員会(養護老人ホーム和風園)

会議録

日時	平成 27 年 8 月 20 日 (木) 18:30~20:40
場所	芦屋市役所北館 2 階 第 3 会議室
出 席 者	委員長 富田 智和
	副委員長 正野 良幸
	委 員 中野 久美子
	寺本 慎児
	市出席者 高齢介護課長 西村 雅代
	高齢介護課係長 下條 純
	事務局 企画部長 米原 登己子
	企画部主幹(総合政策担当課長) 稗田 康晴
	政策推進課係員 橋詰 清一朗
	政策推進課係員 松原 良
	新日本有限責任監査法人 吉岡 辰夫
事 務 局	政策推進課
会議の公開	■非公開
	選定・評価委員会において諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定し
	た。
	〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3
	分の2以上の賛成が必要〕
	<非公開とした理由>
	審議の内容に法人情報が含まれているため、非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状・任命書交付(2号委員・3号委員)
- (3) 委員長互選・副委員長の指名
- (4)会議運営に関する説明等
- (5) 議題:外部評価(審議事項)
- (6) 閉会

2 提出資料

資料1 委員名簿

資料2 評価に関する資料一式(①~①,参1~4)(事前配布)

- ① 芦屋市指定管理者選定·評価委員会 委員名簿
- ② 施設及び指定管理者の調査票(概要等の記載)
- ③ 仕様書
- ④ 今期指定期間の事業報告書
- ⑤ 今期指定期間の各年度評価表
- ⑥ 今期指定期間の年次事業計画書
- ⑦ 公募時の事業提案書
- ⑧ 選定時の採点集計表
- ⑨ 政策推進課事前調查報告書
- ⑩ 基本協定書(今期指定期間)·年度協定書(本年度)
- ① 法人等の財務状況に関する書類
- 参-1 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例
- 参-2 各施設の設置管理条例
- 参-3 施設のパンフレット等
- 参-4 指定管理者モニタリングマニュアル(芦屋市H27.4)
- 資料3 委員会タイムスケジュール (案)
- 資料4 評価審査要領及び評価基準(案)
- 資料5 評価表(案)
- 資料6 芦屋市情報公開条例
- 資料7 芦屋市指定管理者選定・評価委員会(養護老人ホーム和風園)報告書(案)

3 委員の委嘱

芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条に基づき委員に委嘱状・任命書を交付した。

4 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から1人の委員が選出されている。この委員会は、委員定数4人中4人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条第2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立していることを確認した。

5 委員長,副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条第1項及び第2項により、委員の中からの互選で富田委員が委員長に選出され、同条第4項の規定に基づき、富田委員長の指名により、正野委員が副委員長に選出された。

6 審議内容 (評価)

富田委員長: 審査要領の説明をお願いします。

事 務 局: 【資料4の「評価審査要領及び評価基準(案)」と資料5の「評価表(案)」に基づいて、審 査要領について説明】

富田委員長: ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

各 委 員: 【審査要領について審議】

富田委員長: 審議の結果,事務局で作成した審査要領で進めることとします。

富田委員長: 続いて、ヒアリングに入ります前に、本委員会に先立ち実施されましたモニタリング結果の 概要を事務局から、説明願います。

事務局: 内容につきましては、本市が委託をしております、新日本監査法人の吉岡様の方から説明を させていただきたいと思います、よろしくお願い致します。

事務局: 【事前配布資料⑨の「政策推進課事前調査報告書」に基づき報告】

富田委員長: 事務局から説明がありましたが、ご質問があればお願いいたします。

富田委員長: 神戸市のかたが1名いたということですが、この施設は芦屋市以外のかたでも入居はできるのですか。

事務局: 実際に措置者として入られていました。

富田委員長: 措置費が指定管理料とは別に計上されているということですが、対象者はすでに退所されているので、今後も市外の方を受け入れるかについてどのような方針かご存知ですか。

事 務 局: 今後の話はどうされるか分かりませんが、平成 26 年度を対象として見させて頂いたときには、途中まで入所されていて、そのかたの措置費の額が会計上では計上されているが、この事業の収支状況の報告には挙がっていないという状態でした。

富田委員長: 清涼飲料水の自動販売機については、すぐに許可を出されて使用料を払うという形になりましたか、それとも、まだ許可を出していない状態なのですか。

事務局: すみません、その後の状況については存じ上げておりません。

富田委員長: 指摘はしたということでしょうか。

事務局: はい、報告させて頂いています。

事務局: 後ほど担当職員に質問して頂ければ、その後の状況は確認できるかと思います。

富田委員長: あとは備品の突合について問題があるということですか。指定管理開始時の平成 20 年以降 の備品の購入品は小さい備品も含めて数量が多いとの理解でよいですか。

事務局: はい, そうです。

富田委員長: リストで管理されているということですね。私からは以上です。何か他にあればおっしゃって頂ければと思いますが、よろしいですか。

富田委員長: それでは、これよりヒアリングなど、具体的な審議に入ります。

まず、担当課職員に入室いただきます。担当課からは、毎年、1年間の運営結果を評価されていますので、その概要を説明いただき、その後、各委員からの質疑とさせていただきます。

質疑も含め、全体では、15分程度を目途とし、その後、指定管理者に入室いただきます。 それでは、担当課の職員の入室をお願いします。

担 当 課: 【入室・着席】

富田委員長: それでは、まず市の担当の方より、これまでの管理運営状況等について説明願います。 毎年行っている市の評価結果をもとにご説明ください。また、特に評価すべき点、課題となっている点などがあれば、それも含めてご説明ください。

説明時間は、概ね5分以内で簡潔にお願いします。

説明の後、各委員から質疑を行いますので、それに対して、ご回答ください。

担当課: 【説明】

富田委員長: それでは各委員から質問をお願いします。

正野副委員長: 防災マニュアルは存在していないのですか。

西村課長: 津波に関してはマニュアル化されてきているのですが、土砂災害については避難勧告、避難指示という一定の流れはございますが、この施設の人をどういうふうにするかというような具体的なものはまだ形として出来ておりません。

富田委員長: 場所が朝日ケ丘町ですから、少し上の方ですよね。津波はそんなに心配はないですよね。 どちらかというと、土砂災害の方が可能性としてはありますよね。 **西村課長**: 山の斜面に少し掘って出来上がっている建物ですので、土砂災害に関しては危険な状況に なりうると思います。

中野委員: 福祉避難所のお話が出ましたけど,場所はどこにされるのですか。

西村課長: 今回のように土砂災害になりますと、和風園そのものが危険な状況になるのですが、地震や他の災害のときには、公の施設であるということ、コンクリート造りであるということ、それから専門のスタッフがいるという意味では、住民の方にとっては安心な場所であると考えています。

特に山側には岩園小学校など、学校関係の指定された避難所がきちんと存在しておりますが、福祉的な避難所というのはまだ整備が出来ていないので、今後、高齢介護課として、民間の福祉施設も含めて協定を結ぶなりして、災害時の対応に広げていきたいと考えております。場所としては階層の高いところを考えています。下に行ってしまうとやはり危ないので。

中野委員: 20 年前の震災のときに今福祉センターが建っている所に福祉避難所的なものがあったのですが、その後はそうした話はなくなりました。福祉避難所についてかなり課題が多いので、今はそこまではいかないという話を聞いていたので、その話を久々に聞いたものですから質問をさせて頂きました。

西村課長: 要援護者の方にどのように安心して安全な場所に移動していただくかは大きな課題であり、 それはマンパワーも必要ですがハード面もあわせて両方考えていかなければいけないと思っ ております。

寺本委員: 指定管理業務開始以降の利用者からの声というのは所管課に届いていますか。

下條係長: 冒頭申し上げたとおり、入所される方の入所される経緯というのが、行政が措置として入所をして頂くというのがもともとございます。当然行政が措置費として本来払って入所して頂くので、一定入所者のかたの状況も含めて和風園での生活というのは、市(高齢介護課)が措置としておりますので聞いております。入所者様からは指定管理をしている聖徳園の評価は、大変良い評価を頂いておりますし、指定管理者から後ほど説明があるかもしれませんが、入所者の方と指定管理者が毎月1回連絡会を行い、サービスの質をどう高めていくかということも話をして頂いていますので、あまり苦情が出てくるというのは聞いておりません。

富田委員長: それでは、ただいまから指定管理者に入室いただきます。入室後、まず指定管理者から、これまでの指定管理業務の概要を説明いただき、その後、各委員からの質疑とさせていただきます。

質疑は、指定管理者、または担当課のどちらに行っていただいても結構です。 質疑の終了時間は、遅くとも 20 時 00 分までを目途とします。 その後,担当課,指定管理者には,退室いただき,採点及び委員間での審議とさせていただきます。

それでは、指定管理者の入室をお願いします。

指定管理者: 【入室・着席】

富田委員長: それでは、まず指定管理者の担当の方より、これまでの管理状況等について説明願います。 施設の概要については、すでに説明済ですので省略いただいて結構です。

また,説明の中で,特にアピールする点,課題となっている点なども含めてご説明ください。

説明時間は、概ね10分以内で簡潔にお願いします。

説明の後、各委員から質疑を行いますので、それに対して、ご回答ください。

指定管理者: 【説明】

富田委員長: それでは各委員から質問をお願いします。

正野副委員長: 年間総事業予算が50億円程度で自己資本比率が78.3%という高い数字なのですが、これは55の事業の運営を全部で平均の自己資本比率が78.3%ということでよいですか。

指定管理者: 法人全体での数値です。

正野副委員長: わかりました。55 の事業は全て赤字ではなくて、全体がプラスであるとの理解でよいですか。

指定管理者: 正直申し上げて事業部門によっては赤字のところもあります。ただ法人が大きい分だけお 互いに助け合ってやっているということでご理解頂ければと思います。

富田委員長: 災害の対処について,以前大雨洪水警報が出されたときに同一法人の他の施設に避難した と担当課から伺ったのですが,そのときはその地域全体避難勧告が出たということですか。

指定管理者: 具体的には避難指示という形でしたが、市役所のかたが来園された際には当施設が土砂災 害の地域に指定されているということで、高齢者のかたがいるということで避難指示の前に自 主的に避難してくださいという指示を受けて避難しました。

富田委員長: そこから避難先はどれくらい離れているのですか。

指定管理者: 道路を挟んで向かい側なので、歩いて行ける距離ですけども、もちろん雨風が強かったの

で、同法人内職員に車両で送迎して頂きながら来園者のかた全員を移動させるという形で避難ができました。

富田委員長: 避難先が,道を挟んだ向かいのところだと,危険度合いがあまり変わらないと思うのですが,いかがですか。

指定管理者: 向かいのあしや聖徳園に関しては一部土砂災害の地域に指定はされていますが、実際に避難した先での過ごし方について同じ高齢者のかたが生活している場所ですので、岩園小学校などに避難するよりはお身体の面も考えて適切ではないかということで判断いたしました。

富田委員長: 先ほどの説明では、今後そこのマニュアルが課題になっているということですね。

指定管理者: 隣に芦屋病院が協力機関としてありますが、実際に避難が長期化した場合ですとか、食糧の事も含めて、実際の避難から避難指示も含めて、受けてから実際に行動に移すまでのところで今後改善が必要であると思っております。

下條係長: 私のほうから補足をさせて頂きますが、道を挟んだ向かい側にあしや聖徳園があり、その 当時そちらに避難をさせて頂いています。和風園とあしや聖徳園の立地条件として、傾斜の 中で和風園の3階部分があしや聖徳園のちょうど1階よりちょっと下にあたるような傾斜の 位置にありますので、和風園が河川のそばに建っていることもございまして、和風園よりも 傾斜が上にあるあしや聖徳園、なおかつあしや聖徳園の上階のほうに避難を頂くというのが 避難の優先度としては最適かなという判断で、避難をしていただきました。

寺本委員: 芦屋市が出したのは避難勧告ですが、今回土砂災害が起こりまして、広島の災害があって 国のほうも方針を強めてきたという経緯があると思いますが、今回も大勢のかたがお向かいの 聖徳園に移動されたときの利用者のかたの状況やどれくらいの時間おられて和風園に帰られ たのかなど具体的に教えて頂きたいです。

指定管理者: 具体的に避難を始めた時間は18時で、随時避難を開始しましてその間夜の22時半頃まで理学療法室という少し広めのお部屋で待機して頂くという形をとりました。その際テレビやラジオは無い状況でしたので他の特養からテレビをお借りして少しでも楽に過ごして頂けるような配慮はさせて頂きました。実際に市役所のほうから施設長に連絡がありまして、ひと晩そちらで過ごして頂くようお願いします、ということでお話がありましたので、事前にひと晩明かすことを想定したうえでマットレスや枕、掛布団のカバーなどの寝床の準備について施設の中で使っていないものをかき集めるという準備をしておりましたので、数も足りて全員のかたが布団で寝られるような状況は整えておりました。

就寝時間に入られてから、職員は私を含めて3名で対応させて頂きました。その際、やは り普段と環境が違うといったことで、認知症状のあるかたもおられますので、お手洗いの場所 が分からなくなったり、昔の記憶が戻ってきて不安になられて 30 分おきに起きてこられたりするかたもおられましたので、職員が交代で、1 対1 でお話をさせて頂くような形で対応させていただきました。翌朝 7 時半頃に再度市役所のほうから連絡を頂きまして、園のほうに戻ってもいいです、と指示が出ましたので随時送迎車両を使って戻って頂きました。ちょうど避難時間が食事の時間に重なっていなかったため、あしや聖徳園で食事を摂ることはなく、和風園の施設に帰ってから食事をすることができました。

寺本委員: 先ほど課題とおっしゃられたときに、何か具体的に想定していることはございますか。お 向かいのあしや聖徳園は入所されているかたが 50 人程いらっしゃるということで、身体的な 安全もそうですが、人がたくさんいるところに和風園のかたが行かれたということで、いわゆ る安心感、気持ちの部分があったかなと思うのですが、そういうことも考慮されて今後入所さ れているかたがいかに安全に避難できるかということについて課題として捉えてもらえれば と思います。

指定管理者: これも課題の一つだと思うのですが、今回避難指示が出たのが夕方以降で職員がいる時間帯でした。それが例えば真夜中となったときにどうするかというのは課題として残っていると思います。あしや聖徳園にも職員はいますが、夜勤というところで人数は少ない。そういうところをマニュアル化しないと、今後想定外の時間のときに、どうしていくかということを決めていかないといけないと思っています。

寺本委員: 台風などの場合はある程度予測とかできると思いますので、その辺も含められて検討して 頂ければと思います。よろしくお願い致します。

富田委員長: 他に何か質疑応答等あれば、お願いします。

中野委員: 今までは入所者の介護状況によって特養に移されていたんですよね。それが今年から、特定施設となりました。説明の表では、90歳を超えた方が1人いますが、もしこの方の介護度が上がった場合でも継続して入所し続けることができるということになると思うのですが、はじめから、介護度の高い方を措置入所させることはできないのですか。

下條係長: 行政として措置をする施設ではございまして、市が措置をするにあたって、ご本人様の状態によって、どの施設が適正な生活をしていただけるかというのを、選択の中で、例えば、ご状態が自立されているかたであれば、和風園の方にご入所いただく、もともと要介護3とか、介護が必要なかたであれば、もともとの介護保険施設の特別養護老人ホームへ措置ということで、同様に対応することはできますので、基本的には今いらっしゃるかたが自立から少しずつ介護が必要になってきたときのために、対応ができるようには特定施設としての申請はさせて頂きましたが、介護が3とか4とかの介護状態のかたであれば、介護保険の施設に措置ということで、入居頂くような形になります。

正野副委員長: 職員研修について,非常に熱心に毎月されていると思うのですが,2点ほど質問がありまして,参加人数が多いときと,少ないときがあると思うのですが,今後の参加人数を増やしていくような取組みが何かあれば,お聞かせ願います。

指定管理者: 参加人数が多いものに関して、事前に法人全体の研修等ある程度年間計画の中で決まっているものに関しては、出来る限りの職員が参加出来るようカリキュラムを組んでおります。参加人数1名、2名の研修に関しては、外部の研修に県老協等からの研修の案内によるものであり、当初計画には含まれていなかった研修ですが、自主的に技術や資質向上のために参加させて頂いているということで、人数のばらつきが出てきていると思います。

正野副委員長: 職員さんが研修をされて、行く前といったあとで何かよかった、あるいは、難しいかもしれませんが、職員の技量が向上していることを測るようなものは何かありますか。

指定管理者: 1人とかで代表で研修に参加した場合には、内部の研修に反映させてという形で講師役となってもらいながら伝達研修という形で組んでおりますので、そういった形で波及効果は期待できるのではないかと思っております。

富田委員長: 研修は義務研修,任意研修というような形で施設の中で分かれているわけではないのですか。

指定管理者: そうですね,法人全体で決まっているものと,施設全体で年間を通して計画しているものがある中で,施設の方であとから追加していくという形を取らせて頂いています。

富田委員長: 研修は計画したが、参加者がいなかったため、中止になったということはありますか。1名 というとこがあるので、0もあるのかなと。

指定管理者: ありません。

正野副委員長: 施設の中と法人で、インターネット環境が繋がっているパソコンは存在しますか。他の施設とやり取りするとか、パソコン上でメールのやり取りとかはありますか。聞きたいのは、ウイルスの対策がどうなっているのかということです。

指定管理者: ほとんどのパソコンはインターネットに接続しています。施設では一つの介護ソフトを入れていますが、その大元のサーバーにウイルス対策サーバーというものがありまして、ビジネス用のウイルス対策で常に更新がかかるようになっています。

正野副委員長: 外部から専門の人が来て、ウイルス調査をするということではなくて、サーバーが更新を自

動にしていくということですか。

指定管理者: そういうことです。

寺本委員: ウイルスが実際に法人等で検知された事例はありますか。

指定管理者: 今まで聞いたことないです。

富田委員長: 個人情報はパソコンの中で管理していますか。

指定管理者: 原則,高齢施設の方の情報はサーバーに入れていて,個人のパソコンには,個人情報は持たないことになっております。

富田委員長: 住民参画という点が今後は大切になると思うのですが、何か具体的に取組はありますか。

指定管理者: 大きな行事としては、毎年市の方も来られている盆踊り大会です。それは近くの方も来られております。

指定管理者: 自主事業をしており、その中で市民の方が出席されています。

正野副委員長: それを地域の方に知らせるときには、パンフレットとかで案内されるのですか。

指定管理者: 市に情報を提供しております。

富田委員長: 地域との連携に書かれている「朝日ケ丘ルネッサンス」とかいう,これはどういう内容のものですか。

指定管理者: それはボランティアの方でずっと毎年行っています。市が直接運営されていた時から続いているものです。

富田委員長: 岩園教会,県立国際高校,夙川フリースクールこの辺りはどういう連携をされていますか。

指定管理者: 芦屋市の岩園教会というのは慰問に近いと思いますけど、お花を施設に届けていただくのと、 在園者の方と一緒に歌を歌うという形で、毎年来てくれています。県立国際高校の学生は、共 同で何か作るとか、作業して頂く中での触れ合いがメインになると思います。 夙川フリースク ールは、ひな祭りですとか、そういう園の行事の発表の場の一つとして、地域の高齢者の方々 に来ていただいての行事開催ということで来ていていただいています。 **中野委員**: 衣類の訪問販売とありますが、入居者は女性が多いということで、喜ばれていますか。実際買われることはありますか。

指定管理者: そうですね。肌着もそうですし、ズボン、上着も含めて購入されております。

中野委員: ほとんど毎月のように来てもらうのですか。

指定管理者: 施設側からも外出の機会提供という形で月一回を目安として,市内のスーパー,ホームセンター等衣料品が買えるような場所へ出向くというか,ご自身で選んで頂くような形にしております。

正野副委員長: 衛生管理について,冬になるとインフルエンザや 0-157 とかいろいろ出てくると思うのですが,感染の予防に対するマニュアル等がありますか。感染された場合には,蔓延しないための必要な措置等の具体的なもの何かはありますか。

指定管理者: 3か月に一回,感染症対策委員会という委員会を施設内で開いており,その時々で流行しているインフルエンザウイルス等の職員間での周知徹底をしています。そこから始まりまして,基本的には手洗いうがいの予防から始まり,日中に水分補給や居室の状況の見守り,生活環境をできるだけ快適に,菌が繁栄しないように過ごして頂けるように,確認を職員の方でさせて頂いております。実際に感染者が出た場合に関しましては,静養室や特別静養室というトイレ完備の隔離できる部屋を完備しておりますので,そちらに移って頂いて,感染が他の入在者のかたにうつらないように一連の流れで手順をとっております。

寺本委員: 先ほど土砂災害の話もありましたが、これまで事故等について危機管理の体制や処理をされたことはございませんか。 ヒヤリハットでも構いません。

指定管理者: 実際に昨年度ですと、お体の状態が少し落ちてきて、特養に入所されるまでの間、しばらく 和風園で過ごされるというかたが、今はバリアフリーの環境にはなっていますが、依然の畳の 居室で、転倒を多く繰り返されていらっしゃるかたがいらっしゃいました。夜間、実際にトイレに行こうと動こうとされた際に頭部負傷で結果的に7針という形になったのですが、夜間職員の者から私の携帯電話に入電がありまして、すぐに施設の方へ駆けつけて、笹生病院に通知という形で対応をとらせて頂いたということが実際ありました。日中等に関しましては、隣が芦屋病院ですので、事故が起こった際には介護職員付添いのもと、すぐ通院するという形を取らせて頂いております。

寺本委員: 夜間でも連絡体制はきっちりと取られているということでよろしいでしょうか。

指定管理者: 職員連絡網,緊急時連絡網というものを作成しておりますので、そのマニュアルに従って

連絡先というのは定めております。

寺本委員: マニュアルについて, 支障が出ているということはないですか。

指定管理者: 私が電話に出られなかった際は、近隣に住んでいる者が駆けつけるなど対応ができていま すので、今のところ支障はありません。

寺本委員: 職員の定着率は、どういう状況でしょうか。割と介護の世界では定着しない場合が多いと 聞いていますので。

指定管理者: 最近では、結婚で遠くへ行った者がいるというのはありますが、それ以外ここ2、3年では辞めておりません。

寺本委員: 同じ職員が継続されているということですね。

指定管理者: はい。

富田委員長: 他に何か質疑等はよろしいでしょうか?では、他に質問等なければ、これで質疑終了という形にしようかと思いますが、よろしいですかね。

ではここで質疑を終了します。

指定管理者,担当課の方々におかれましては、ここでご退席ください。ありがとうございました。

担当課·指定管理者: 【退席】

各 委 員: 【評価について審議・採点表記入】

富田委員長: では、採点作業に入ります。お手元の採点表に全てご記入いただいて、記入が終われば、 事務局に提出という形にして頂いたらと思います。当日配布資料4へ記入して頂きます。評価 方法等について、議論することがあれば、遠慮なくおっしゃって頂ければと思いますので、ま ずは採点して頂けたらと思います。

各 委 員: 【評価について審議・採点表記入】

寺本委員: 先ほど、避難の話がありましたが、勧告の段階、適切な対応をしてくださいという市からの連絡に基づいて和風園(指定管理者)が動かれたと思うのですが、行政から連絡があったので和風園の方では避難指示という理解をされているかもしれません。防災からは避難指示ではなく避難勧告が出ていましたので。

富田委員長: 台風の場合とか、ゲリラ豪雨のときが、夜中来たら我々にはどうにもできません。

寺本委員: 豪雨が降っている状態で人も動かすのも、どうかと思います。その判断は難しいと思います。

寺本委員: 真向かいのあしや聖徳園という特別養護老人ホームが,鉄筋コンクリート造りで強固な作りで建っていますので,そこへ避難された方が安全という認識はあります。小学校等へ避難するにしても距離があります。

富田委員長: そうですね。

寺本委員: 受け入れ先が体制を取れるかも問題です。

事務局: 今,採点をしていますが、その時間を活用して頂いて、良い面、悪い面を含めて特記すべき事柄が見つかりましたら、ご協議頂ければと思います。

富田委員長: 研修の回数が非常に多いのは良いことですが、あとは参加者の人数ですよね。外部に行く とおっしゃっていたので、その場合は確かに1人、2人になるかとは思います。

正野副委員長: 評価が難しいですが、今後、研修で実施前と実施後でどう変わるかが重要と思います。研修というのは大事なことだと思います。

正野副委員長: 先ほどの行政から避難してくださいという一報があったということでしたが、一報がなかった場合に、その前に何か自主的な動きができますかね。

寺本委員: 避難勧告について先ほど申し上げましたが、広島の土砂災害を受けて、適切な周知について指示がありまして適切な措置をするために、芦屋市の作成している地域防災計画の中に盛り込むことになりました。

富田委員長: それまでは、ある一定までだったら別に何もなかったのですね。

寺本委員: 国の方で定められたので対応しようということで、連絡を差し上げるように、芦屋の地域 防災計画もそれを受けて作成される予定です。

事 務 局: 気象庁で、避難準備情報が先にでてきます。例えば高齢の方とか、身体に不自由があるかたが準備を始めてくださいというのが、準備情報、その次が勧告、その次が指示、最後が避難命令です。

富田委員長: どの段階で、行政が関与されるのですか。

寺本委員: 避難準備情報の段階からです。勧告になった時点で、移動されるということです。

事務局: 【採点集計した採点結果表を配布】

富田委員長: では、事務局の方から採点結果について説明いただきます。

事務局: 【採点結果及び評価案を説明】

富田委員長: 土砂災害の課題としてマニュアルが、まだ未整備ということがありましたので、課題がまだあるということで、土砂災害のほうがむしろ津波等よりは危険性があの地域においては高いと思いますので、そこがちょっとまだ十分に整備されていないと思いました。

中野委員: 個人的に何度か現場を訪問したことがあります。現場を見ているので感じたのが、少人数なので、住民との触れ合いはあまりないと思います。計画はしているとのことでしたが、私の感想では、利用者さんは普段の生活がいいのよという感じを受けました。訪問しても、他の高齢者施設では歓迎ムードがあるのに対して、和風園に関しては、「普段の生活がしたいから、来ても知らない」というようなムードを感じました。施設側としては難しい所だと思うが、もし人数が30人、40人といるところであれば、半分くらいは、仲良く何かしたいというムードが盛り上がるかも知れませんが、少人数であるために、それができていません。努力はされているのかもしれませんが、努力の成果が見えなかった。

正野副委員長: 私は現場を見たことがなく、書類上で、自主事業もされ、盆踊りもされているということで、評価はできると考えました。ただ、右の改善点で盆踊りは一般の施設でも実施しているところがたくさんありますから、それほどの評価はできないかもしれません。

中野委員: 他の施設の盆踊りにボランティアで行くと、すごい数です。それに比較して数も少ないということもあります。

正野副委員長: 特色がある, そこでの住民さんと何かというのも書いてはいるのですが。

中野委員: 本当に十何人しかいらっしゃらないので難しいと思います。

寺本委員: かつて、30人近く入所されている時代もありましたよね。

富田委員長: 定員割れは何故かなと思いました。

寺本委員: 法律上は,経済的要件,環境の問題も含めて,在宅での生活できないかたということですので,入居者の選定を役所の中で判定委員会が行いますが,措置を決定する時に,そこの要件を満たしているかたでないと,基本募集はできません。入りたいと言っても,認められません。そこは難しいところがあります。もともと和風園という施設は,介護保険制度ができる前からあった施設ですが,今回,特定施設の指定を受けましたので介護保険の施設となり,今まで要介護のかたは自立出来ていませんので募集が出来なかったのですが,今回の特定施設化により募集が可能になったので,少しずつ人数が増えたらいいのかなと思います。門戸が若干広がりました。

中野委員: せっかくですので、もったいないですよね。

寺本委員: そうですね。

正野副委員長: 一方で、特養は入居待ちという。

中野委員: そうです。いっぱいで、皆さん待っておられます。

寺本委員: ショートステイという場合があります。子どもからの虐待の案件で分離しないといないといないといない場合があります。そういった方々も一時的にショートステイして頂くことがあります。

正野副委員長: 難しいと思うのが、地域住民のかたも、先ほどの職員研修のこともそうですが人と人との変わり具合、動きの評価というのは、単に人数だけとかというのでもないです。また、1人で質が良くても、それでもまただめです。今後の全体的な課題だと思いますので、行政側としての記載は柔らかめに表現するしかないのではないかと思います。

寺本委員: 全体の印象として、市民参画の方で言いますと、私も何回か行って見ていますが、はっきり言うとよく分かりません。もちろん盆踊りなんかもありましたけど、芦屋の老人クラブ連合会もお手伝いに来ていただき、自治会のかたとか来て一緒にやっているのですが、それが本当に交流になっているのかどうかは少し課題があると思います。

中野委員: しんどいですね。比較したらいけないですけど、こじんまりとして上品なんです。地域性というのもあるかもしれませんね。

寺本委員: 入所されているかたの雰囲気が特別養護老人ホームとちょっと違いますね。措置施設という理由もあると思いますが、個人個人という意識は高いです。そこを変えるのは、非常に難しいかもしれないです。施設の特性ですかね。

中野委員: でも施設側から言うと,努力されているのは感じます。

寺本委員: ちょうど施設を改修して住民交流スペースを設けていますので、地域のかたが入りやすい 状況にはなっています。それをもっと積極的に活用して頂けたらと思います。

中野委員: いつも閑散としていて、静かなムードはいいなと思います。そういうムードが好きな人は いいと思います。

寺本委員: 施設が地域から孤立をしてしまうことが一番問題ですから。

中野委員: 清涼飲料水の自動販売機は収入で何%か置いたら取る形でしょうか。

事務局: そうです。他の施設では、指定管理者が自主的に置いたものに関しては、その面積に応じて目的外利用の使用料を頂いています。指定管理者から市へ。 市外からの措置費の計上の方についても、本来おかしいですね。

事務局: そもそも指定管理料に措置費が含まれており、二重に支払っている状態なっているという 部分でもありましたので、こちらで指摘しました。

寺本委員: おっしゃっているのは正当な話だと思います。神戸市は措置費として出しているので、例えば普通の特別養護老人ホームに措置費で出すなら、成り立つ話になります。ただし、芦屋市の指定管理料に措置費を丸めてしまっているので、芦屋市が頂いて、措置費を出していることになると思います。先行してやっている特別養護老人ホームが阪神間にありますので、所管の方で確認をしておきます。

事務局: 指摘のところに入れておくという取扱いでよろしいですか。

富田委員長: 以上でよろしいでしょうか。それでは、本施設の評価につきましては「B」といたします。 その後の手続について、事務局から説明願います。

事 務 局: 本日審議頂きました内容をまとめて評価票の案を作成いたします。案が作成でき次第,各 委員の皆さまに、送付させていただき、内容をご確認頂きます。その確認後、評価票として確 定させ、委員長名により市長への報告書として、作成します。

また、本日の会議の議事録につきましても、案がまとまりしだい、各委員の皆さまに送付させて頂き、内容をご確認頂きます。最終的には、評価結果及び議事録をホームページにおいて、公表させていただきます。

富田委員長: 各委員におかれましては、後日、評価内容及び議事録の点検をよろしくお願いします。市

におかれましては、委員の皆さまから指摘されて意見等を、指定管理者とも十分協議の上、今 後の施設の管理運営に反映していただきますようお願いします。

以上で、審議は終了します。

各委員におかれましては、円滑な会議進行にご協力いただきありがとうございました。

以上